



広島県報

号外
第25号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

監査の結果……………監査委員公表

監査委員公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成十九年三月八日

広島県監査委員
坪川 直史
田邊 義直
高橋 光章
同 同 同

監査の結果(平成19年2月19・27日決定分)

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関等へ出向き、提出された監査資料を基に、平成17年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、広島県土地開発公社については坪川委員を、財団法人広島県環境保全公社については高橋委員を、監査執行に当たって除斥しました。

4 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関等に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

5 監査対象機関等

監査対象機関等は、次表のとおり、県の機関が12機関、財政的援助団体等が13機関です。

監査対象機関等一覧表

(1) 県の機関

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	西部工業技術センター	平成19年1月18日	平成19年1月18日	実地監査
2	東部工業技術センター	平成19年2月8日	平成19年2月8日	
3	水産海洋技術センター	平成19年1月10日	平成19年1月10日	
4	県立広島大学	平成18年11月22日	平成18年11月22日 平成19年1月16日	
5	安芸津病院	平成19年1月24日	平成19年1月24日	
6	広島西部水道事務所	平成19年1月23日	平成19年1月23日	
7	沼田川水道事務所	平成19年1月12日	平成19年1月12日	
8	福山北養護学校	平成19年1月30日	平成19年1月30日	
9	三原養護学校	平成19年1月18日	平成19年1月18日	
10	呉警察署	平成19年1月16日	平成19年1月16日	
11	因島警察署	平成19年2月6日	平成19年2月6日	
12	福山西警察署	平成19年1月25日	平成19年1月25日	

(2) 財政的援助団体等

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島県土地開発公社	平成19年1月11日	平成19年1月10日 ～11日	実地監査
2	財団法人 広島県建設技術センター	平成18年11月29日	平成18年11月28日 ～29日	
3	財団法人 広島県教育事業団	平成19年1月26日	平成19年1月25日 ～26日	
4	財団法人 広島県環境保全公社	平成19年1月17日	平成19年1月16日 ～17日	
5	財団法人 広島県健康福祉センター	平成19年2月2日	平成19年2月1日 ～2日	
6	財団法人 ひろしまこども夢財団	平成19年2月9日	平成19年2月9日	
7	株式会社 広島空港ビルディング	平成18年12月21日	平成18年12月20日 ～21日	
8	株式会社 広島ソフトウェアセンター	平成19年1月30日	平成19年1月30日	
9	社会福祉法人 慈照会	平成19年2月27日	平成19年2月1日	書面監査
10	社会福祉法人 尾道さつき会	平成19年2月9日	平成19年2月9日	実地監査
11	学校法人 星月学園	平成19年2月27日	平成19年2月5日	書面監査
12	広島県商工会連合会	平成19年2月6日	平成19年2月6日	実地監査
13	呉商工会議所	平成19年2月14日	平成19年2月14日	

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 西部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 機械、金属及び化学工業、窯業、電子応用技術並びに資源及びエネルギーの利用技術に関する試験研究及び技術指導
 依頼による機械、金属及び化学工業、窯業、電子応用技術並びに資源及びエネルギーの利用技術に関する分析、鑑定、試作、加工等の実施
 工作機械、鑄造機械、恒温恒湿室その他の設備の利用の提供
- ・所在地 本所：呉市阿賀南二丁目10-1
 支所：東広島市鏡山三丁目13-26(生産技術アカデミー)
- ・組織体制 5部(企画管理部、情報技術部、材料技術部、応用加工技術部、資源環境技術部)
- ・職員数 本所：38人、支所：12人(平成18年4月1日現在の常勤職員数)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

- ア 行政財産の使用許可に伴う必要経費(光熱水費)の徴収において、算出方法を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。
- イ 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行なっているが、委託業務の内容からみて競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

・自家用電気工作物保安業務

ウ 予定価格の設定は、設計金額を参考として、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めることとされているが、特段の理由がないにもかかわらず、設計金額を上回る予定価格を設定しているものがあつた。契約金額は設計金額を下回っていたが、予定価格の設定に当たっては、適正な事務処理に努められたい。

・非常用電気工作物保守業務

【意見】

ア 設備や機器の維持管理業務や保守業務について、設備等を熟知している製造業者又はその代理店等でなければ行なうことができないとして、1者のみから見積書を徴取して随意契約により委託契約を行なっているものがあるが、他に受託できる業者がないか十分検討する必要がある。

また、維持管理業務等の委託に当たっては、施設整備を行なった営繕室と連携を図り仕様の見直しを行なうことや同種の業務を一括して委託することなど、より効率的、効果的な委託の方法について検討していただきたい。

イ 西部工業技術センターが保管する重要物品208点のうち、53点は平成17年度の使用実績がなかった。今後とも使用が見込まれない重要物品については処分する必要がある。

2 東部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 機械、金属及び化学工業並びに電子応用技術に関する試験研究及び技術指導
依頼による機械、金属、木材、繊維及び化学工業並びに電子応用技術並びに産業デザインに関する分析、鑑定、試作、加工等の実施
試験設備等の利用の提供
- ・所在地 福山市東深津町三丁目2-39
- ・組織体制 6部(企画管理部、情報技術部、材料技術部、応用加工技術部、産業デザイン部、生活技術部)
- ・職員数 46人(1人)
(平成18年4月1日現在の常勤職員数。()内は非常勤職員の人数)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行なっているが、見積は2者から徴取しており、また、委託業務の内容からみても競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

・広島県立東部工業技術センター警備委託業務

【意見】

ア 東部工業技術センターが保管する重要物品141点のうち、38点は平成17年度の使用実績がなかった。今後とも使用が見込まれない重要物品については処分する必要がある。

イ 東部工業技術センターでは、「LIFT21」(新製品・新技術開発交流会)、「広島県ロボット応用研究会」及び「広島県福祉用具開発研究会」の会計事務をセンターの職員が行なっているが、現金や通帳とその届出

印鑑の保管・管理を同一の担当者が行っているものや収入支出調書や出納簿が作成されていないものなど
チェック機能を発揮させる管理体制となっていなかった。

研究会等に係る会計事務の取扱いを定め、適正な事務処理と管理を行う必要がある。

3 水産海洋技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 水産動植物の増養殖，環境保全及び修復技術に関する試験研究，調査及び指導
かき養殖用機械等の試験研究，調査及び指導
水産技術の改良に関する試験研究及び指導
水産技術情報の収集，管理及び提供
- ・所在地 呉市音戸町波多見六丁目21 - 1
- ・組織体制 5部（総務部，企画情報部，水圏環境部，かき研究部，栽培養殖部）
- ・職員数 25人（11人）
（平成18年4月1日現在の常勤職員数。（ ）内は非常勤職員の人数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

行政財産の使用料において，調定時期が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・電柱等に係る施設使用料 17件

【意見】

設備や機器の維持管理業務や保守業務について，設備等を熟知している製造業者又はその代理店等でなければ
行なうことができないとして，1者のみから見積書を徴取して随意契約により委託契約を行なっているものがある
が，他に受託できる業者がないか十分検討する必要がある。

また，維持管理業務等の委託に当たっては，施設整備を行なった営繕室と連携を図り仕様の見直しを行なうこ
となど，より効率的，効果的な委託の方法について検討していただきたい。

4 県立広島大学

(1) 機関の概要

- ・主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営
- ・所在地及び設置学部

区分	所在地	設置学部
県立 広島大学	広島キャンパス 広島市南区宇品東一丁目1 - 71	・人間文化学部 ・経営情報学部
	庄原キャンパス 庄原市七塚町562番地	・生命環境学部
	三原キャンパス 三原市学園町1 - 1	・保健福祉学部
広島県立大学	庄原市七塚町562番地	・経営学部 ・生物資源学部
県立広島女子大学	広島市南区宇品東一丁目1 - 71	・国際文化学部 ・生活科学部
広島県立保健福祉大学	三原市学園町1 - 1	・保健福祉学部

(注) 平成17年4月に広島県立大学，県立広島女子大学及び広島県立保健福祉大
学が統合され，県立広島大学が設置された。広島県立大学，県立広島女子大
学及び広島県立保健福祉大学には，平成16年度以前の入学者が在籍している。

- ・組織体制 事務局 4課1担当（総務課，会計課，教学課，学術情報課，企画担当）

事務局庄原キャンパス事務部 4課(総務課, 会計課, 教学課, 学術情報課)

事務局三原キャンパス事務部 4課(総務課, 会計課, 教学課, 学術情報課)

・教職員数(平成18年5月1日現在) (単位:人)

区 分	教 員		事務職員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
県立広島大学	249	96	80	23
広島県立大学	4	46	-	-
県立広島女子大学	3	46	-	-
広島県立保健福祉大学	5	18	-	-
計	261	206	80	23

・在籍等の状況(平成18年5月1日現在) (単位:人, %)

区 分	定 員	在籍者	県内 出身者率	
県立広島大学	人間文化学部	240	254	72.8
	経営情報学部	200	222	81.1
	生命環境学部	330	341	40.2
	保健福祉学部	380	389	61.2
計	1,150	1,206	61.5	
広島県立大学	経 営 学 部	200	258	31.8
	生物資源学部	200	237	32.5
計	400	495	32.1	
県立広島女子大学	国際文化学部	190	230	69.6
	生 活 科 学 部	270	286	66.4
計	460	516	67.8	
広島県立保健福祉大学	保健福祉学部	366	367	50.7
計	366	367	50.7	
4大学 計	2,376	2,584	55.6	

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)
大 学 使 用 料 (授業料, 施設費)	3人 1,405,050円	3人 1,159,500円

イ 三原キャンパスにおける「MRI装置の保守業務」の委託において、その業務の一部が再委託されていたが、契約上必要とされている書面による再委託の承諾が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

ウ 外部資金による研究費等の執行について、次のとおり、「広島県会計規則」等に基づいた事務処理がされていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 「研究奨励寄附金」は、平成13年4月に「広島県会計規則」が改正され、当該寄附金を原資として県から交付された補助金は、歳入歳出外現金として保管・出納することとされた。このため、当該寄附金は一旦、県の歳入に計上した後、学長に対し補助金として交付する手続きが必要となった。

しかし、平成17年度の受入分までこの手続きが行われなかったことから、従前どおり銀行預金で保管し、歳入歳出外現金として保管・出納されていなかった。

また、平成18年度から補助金として交付されたが、広島キャンパスにおいて、従前の取扱いを行っているものがあつた。

加えて、広島キャンパス及び庄原キャンパスにおいて歳入歳出外現金で保管しているものについて、「広島県会計規則」に定める現金出納簿を作成していなかった。

さらに、「県立広島大学研究奨励寄附金規程」により、教員は、研究が完了した場合は、完了した日から起算して10日を経過した日までに「研究等完了報告書」を、また、研究の継続期間中は毎年4月10日までに「研究等実施状況報告書」を提出することとされているが、広島キャンパス及び庄原キャンパスにおいて、提出していなかった。

(イ) 「受託研究費」及び「共同研究費」の執行において、教員は研究費により備品を購入したときは、「県立広島大学受託研究規程」等の規定により、研究完了後速やかに県に対し寄附の手続きを行うこととされているが、庄原キャンパス及び三原キャンパスにおける平成17年度の研究費等の執行において、教員からの寄附の手続きが遅延しているものがあつた。

また、「科学研究費」の執行において、教員は研究費により備品を購入したとき、「科学研究費補助金取扱規程」の規定により、直ちに寄附の手続きをとることとされているが、庄原キャンパスにおいて、教員からの寄附の手続きが遅延しているものがあつた。

加えて、すべてのキャンパスにおいて、県の備品登録が遅延しているものが多数あつた。

エ 県立広島大学後援会に係る会費その他の徴収、保管及び経費の支出等に関する事務は、県立広島大学後援会会長から県立広島大学長への事務委任を受けて県立広島大学の職員が各キャンパス単位で行い、決算事務も各キャンパス単位で行っているが、この事務の執行において、次のとおり不適正な事務処理があつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 平成17年度収支決算書に計上されている事業会計支出のうち事業費積立金支出は、実際には経費の支出がないため、郵便貯金通帳等に事業費積立金支出の金額が残高として残っていた。支出を行わないのであれば次期繰越収支差額として整理するなど経理を明確にする必要がある。

「事業費積立金支出」

会費及び旧3大学(県立広島女子大学、広島県立大学及び広島県立保健福祉大学)後援会からの引継ぎ分のうち次年度以降の事業費に充てるもの

(イ) 次のとおり「県立広島大学後援会経費取扱要領」等に定められた事務処理等が行われていないものがあつた。

a 県立広島大学後援会経費取扱要領第8条第1項には、現金は收受後、直ちに預金口座に入金するものと定められているが、広島キャンパスにおいては、平成18年度において、一旦回収された公衆電話機の使用に係る現金及びコピーカード自動販売機の売上に係る現金について、郵便貯金通帳等への入金が行われていないものがあるなど、その回収及びチェック体制並びに現金の管理体制が構築されていなかった。

b 県立広島大学後援会経費取扱要領第8条第2項には、会費等を收受したときは、速やかに収入調書により経理責任者の決裁を得たうえで、出納簿に記帳しなければならないと定められているが、広島キャン

ンパス及び庄原キャンパスにおいては、平成17年度入学生に係る会費の振込みは4月から翌年3月までの間に行われているにもかかわらず、収入調書による決裁及び出納簿への記帳を、年度中2回しか行っていないなど、会費の適切な管理が行われていなかった。

また、各キャンパスに、会員(学生の保護者等)が会費を振り込む郵便振替口座を設けており、平成17年度末現在までに郵便振替口座に振り込まれた平成18年度入学生の会費等について、出納簿への記帳等が行われておらず、各キャンパスの平成17年度収支決算書に計上されていなかった。

- c 県立広島大学後援会経費取扱要領第10条には、出納責任者は月1回以上、預貯金通帳と出納簿の残高の確認を行う内部監査について定められているが、広島キャンパス及び庄原キャンパスにおいては、内部監査が行われていなかった。
- d 県立広島大学後援会会則第12条第2項には、会計年度は4月1日から翌年3月31日までの1年間と定められているが、各キャンパスの監事による平成17年度決算の監査は、決算確定前の平成18年3月16日と3月17日に決算見込みによって実施されていた。
- (ウ) 次のとおり「県立広島大学後援会経費取扱要領」等の規定に、不備があった。
- a 県立広島大学後援会経費取扱要領第6条には、印章及び預貯金通帳等の管理は、同一人(出納責任者)が行うこととなっており、内部統制が機能しない規定となっている。
- b 県立広島大学後援会にはコピーカード自動販売機等の備品及び複写機の借受物品があるが、県立広島大学後援会経費取扱要領等には備品、借受物品に関する規定がなく、備品台帳、借受物品台帳が整備されていない。

【意見】

ア 庄原キャンパスにおける委託契約の設計において、一者のみから参考見積を徴し、その見積内容及び額のまま、設計額を積算しているものがあった。契約の設計に当たっては、同種の業務を委託する他の機関における仕様書の内容、設計積算を参考とするとともに、参考見積を利用するときは、できるだけ複数の者からこれを徴するなど、設計積算の適正化に努める必要がある。

- ・清掃業務
- ・電気設備・機械設備等保守業務
- ・警備業務

イ 三原キャンパスにおいて、機能の陳腐化等のため授業での使用に適さなくなったなどの理由により使用されていない機器(重要物品)があった。今後とも使用が見込まれない重要物品については、処分する必要がある。

ウ 県立広島大学の平成18年4月から9月までの公用車の稼働率(実習用の公用車を除く。)は、三原キャンパスでは64.2%となっているが、広島キャンパスでは33.6%、庄原キャンパスでは18.9%と低い状況にある。

庄原キャンパスでは、平成18年11月に公用車を1台削減しているが、削減後の稼働率を、平成17年度の利用実績をもとに算出すると、39.7%にとどまる。

このため、公用車の利用状況を実習用の公用車を含めて個別に確認し、更なる削減を検討する必要がある。

エ 外部資金による研究費を適正に執行するため、次の事項について検討を行う必要がある。

(ア) 受託研究費の取扱いについては、県立広島大学統合前の各大学の取扱要領により、又は取扱要領を定めることなく他の取扱要領の準用により事務を行っている。今後は県立広島大学として取扱要領の見直しや整備を行い、取扱要領に沿った適正な事務処理を行う必要がある。

また、見直しに当たっては、預金通帳、印章等の保管や内部監査についても定めるなど内部統制が機能するよう留意されたい。

(イ) 受託研究費に係る各規程において、研究費で購入した備品は、研究完了後速やかに県に対し寄附の手続きを行うこととされているが、この場合、研究が完了するまで県の備品登録が行われず、備品の適正な管理に支障をきたすと考えられる。このため、備品を購入した場合、速やかに寄附の手続きを行うなど「県立広島大学受託研究規程」等の「備品の取扱い」に関する規定について、見直しを検討する必要がある。

(ウ) 庄原キャンパスにおける「研究奨励寄附金」の管理において、支出ごとに請求書、領収書など支出証拠書類は添付されているが、寄附ごとの管理を行わず担当教員ごとに管理しており複数の寄附金が混在していることから、それぞれの寄附目的どおりの使用がされているか確認できないものがあった。寄附金の適正な管理に資するため、寄附金ごとに管理する必要がある。

外部資金による研究費

1	受託等研究費	企業等からの外部資金により教育研究上有意義な研究を行うための研究費
	受託研究費	大学以外の者から委託を受けて、研究、試験、試作及び調査等を実施するための経費
	共同研究費	大学以外の者から依頼を受けて、大学以外の者と共通の課題について共同で研究等を実施するための経費
	研究奨励寄附金	大学における研究を奨励するために寄附される寄附金
2	科学研究費	文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金により独創的・先駆的な研究を行うための研究費

オ 県立広島大学後援会に係る会費その他の徴収、保管及び経費の支出等に関する事務については公費に準じた取扱いを念頭に、次の事項について検討を行う必要がある。

(ア) 県立広島大学後援会の経理に係る事務執行体制については、県立広島大学後援会経費取扱要領により、経理責任者、出納責任者、会計担当者が定められ、いずれも県職員が大学の業務と併せて事務を行っているが、広島キャンパス及び庄原キャンパスにおいては、出納責任者による内部監査が行われていないなど、内部統制が十分機能していない。適切な職員配置と内部統制が図られる事務執行体制の確立について検討する必要がある。

(イ) 県立広島大学後援会の一般会計（総会、理事会等この会の管理運営及び各キャンパス共通に要する経費等に係る会計）の経理は、支出については各キャンパスで行い、決算時に各キャンパスで支出された共通経費をあわせて決算額としているなど、一元的な事務処理が行われていない。このため、一般会計の経理の一元化について検討を行う必要がある。

(ウ) 県立広島大学後援会の事業計画、予算、決算等に関する情報は、全会員に情報提供を行う必要があるが、県立広島大学後援会のホームページは開設されておらず、事業計画等が掲載された総会資料等の送付なども十分行われていない。県立広島大学後援会に関する情報を県立広島大学のホームページへ掲載するなど、積極的な情報提供について検討する必要がある。

(3) 付 記

県立広島大学は、平成19年4月に公立大学法人に移行し、計画目標に沿った事業の推進と評価、「地方独立行政法人会計基準」の適用など新たな手法により大学の運営を行うこととなっている。中期計画の計画検討、新たな人事・給与及び財務システムの整備などに万全を期し、法人化への円滑な移行に努めていただきたい。

また、法人化後においては、法人化の利点を生かした大学運営に努めていただきたい。

5 安芸津病院

(1) 機関の概要

- ・主な業務 県民の健康保持に必要な医療の提供
- ・所在地 東広島市安芸津町三津4388
- ・職員数 137人(平成18年4月1日現在の常勤職員の合計)
- ・診療科 11科(内科, 小児科, 外科, 整形外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科)
- ・病床数 150床(平成18年4月1日現在)
- ・患者数等の状況(平成17年度)

入 院			外 来	
延患者数	1日平均患者数	病床利用率	延患者数	1日平均患者数
45,469人	124.6人	83.1%	108,173人	443.3人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 次の収益において、長期未収金(過年度分)があった。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未収益金(過年度分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成17年3月末)
医業収益(診療収入)	168人 11,528,450円	200人 11,544,270円

イ 予定価格が一件500万円以上の営繕工事の執行は知事の権限であり、病院長に委任されていないにもかかわらず、病院長が工事を執行しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・新棟屋上防水工事

ウ 工事請負契約の施工に当たり、監督員の職・氏名を請負人に通知していなかった。適正な事務処理に努められたい。

エ 医療機器の購入において、著しく有利な価格で契約できるものとして、随意契約しているものについて、複数の業者間での見積価格に実際はあまり差がないなど、著しく有利な価格で契約できるとは認められず、随意契約の理由として適当でないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・運動負荷試験装置
- ・全自動総合血液学分析装置

【意 見】

委託契約において、設計金額の積算根拠に、前年度契約実績に一定率を乗じた額をそのまま流用するのみで、明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行う必要がある。

- ・一般機械設備の運転管理、保守及び営繕業務契約
- ・庶務・当直警備業務契約

(3) 付 記

ア 広島県病院事業計画では、安芸津病院の今後の方向性について、近年、呉地域の医療機関に患者が流出し、地域の中核病院としての役割が低下しており、機能の見直しが必要となっていることから、地域ニーズを踏まえた特色づくりの検討、運営形態の見直しを検討することとされている。

安芸津病院においては、この内容を踏まえ、福祉保健部(病院事業局)や地元市町と密接に連携しつつ、病院長を先頭に、地域の中核病院として、特色ある病院づくりに努めていただきたい。

イ 安芸津病院では、器械備品の調達に当たり、機種選定を公平、透明かつ適正に実施するため、器械備品機種選定委員会を昨年12月に立ち上げている。特色ある病院づくりや適切な医療水準の確保、高額な器械備品等の調達実現に資するため、この委員会の積極的な活用に努めていただきたい。

6 広島西部水道事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 広島市ほか2市への水道用水の供給
- ・所在地 大竹市小方町小方字下三ツ石961-1
- ・組織体制 4課(総務課, 維持建設課, 八幡川浄水課, 小瀬川浄水課)
- ・職員数 26人(平成18年4月1日現在)
- ・主要事業実績(平成17年度)

広島西部地域水道用水供給事業

水 源 魚切ダム, 弥栄ダム

1日平均給水量 60,168m³/日

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 行政財産の使用許可において、行政財産使用規則第4条に基づき、行政財産の使用許可を受けた者は、許可を受けた日から一週間以内に誓約書を提出しなければならないが、提出されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・誓約書が提出されていなかった行政財産使用許可件数 5件

イ 弥栄取水塔の監視業務に必要な光ファイバー線を電柱に添架するため、「光ファイバー線の添架に関する契約(平成4年9月7日締結)」に基づき、添架料を支払っている。

当該契約書には、電柱1本当たりの年額に添架本数を乗じた上で、「3%の消費税相当額を加算した額」を支払うものとなっているが、消費税の税率改定を行わないまま契約を自動更新し、「5%の消費税相当額を加算した額」で支払っていた。適正な事務処理に努められたい。

ウ 白ヶ瀬浄水場脱水ケーキ運搬処分業務委託契約において、契約書に収入印紙が貼付されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

ア 広島西部地域水道用水供給事業における平成26年度までの給水計画によると、給水量はほぼ横ばいで、給水収益の増加は見込めない状況にあり、さらに、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加が見込まれることから、今後も厳しい経営状況が予想される。

このため、より一層のコスト縮減を図るため、管理運営業務の外部委託を推進するとともに、「公営企業部建設工事コスト縮減推進要綱」(平成17年9月改定)に基づいた、公共工事のコスト縮減に向けた取組みを推進する必要がある。

また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や研修会の開催などの継続的な取組により、管理職職員を始めとする職員一人ひとりのコスト縮減への意識改革及び向上を図ることが重要であることから、所をあげた取組を一層推進していただきたい。

イ 建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定については、公営企業部建設工事執行要綱第3条第1項により建設工事指名業者等選定要綱(以下「選定要綱」という。)に基づき行っており、このうち地理的条件については、選定要綱第5条第5項、更に選定要綱第5条第5項の選定基準に係る留意事項により、「本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事実績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。また、県内業者については、積極的に指名すること。」とされている。

この地理的条件の運用に当たっては指名される業者の組合せが長年固定化される傾向となっている。

指名競争入札の実施に当たっては、競争性の発揮が重要であることから、近年の合併後の市町の状況に応じて、指名審査における地理的条件の運用を見直す必要がある。

ウ 平成18年度に契約締結した4件の管路パトロール施設点検、マンホール内点検清掃業務委託に係る指名業者の選定に当たって、4件の選定要件は同じであるにもかかわらず、3件は8者を指名し、1件は5者を指名していた。指名業者の選定数は、標準範囲である5人以上12人以内となっているが、業務内容、選定要件が同じで、更に明確な理由がない場合については、そのほかの3件と同様の指名業者数とするなど、統一的な取扱いを行う必要がある。

(3) 付記

平成18年8月25日に発生した送水隧道事故への対応を踏まえ、広島西部地域水道事業供給事業に係る水道施設等の事故を防止し、安定した水の供給を図るため、所内の危機管理体制の充実を図るとともに、ダム管理者や供給先である市などの関係機関との連携体制を強化し、「広島県営水道事業中期経営計画」の計画目標に掲げる「危機に強い水道の構築」に向けて、事務所職員一丸となって積極的に取り組んでいただきたい。

また、平成17年度から浄水場の運転管理業務(休日・夜間)を民間委託しているが、水道事故・災害などの緊急時に適切に対応するため、共同訓練や研修会を実施するなど、危機管理体制の強化に努めていただきたい。

7 沼田川水道事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 三原市ほか3市町への水道用水の供給
三原市などにある22企業等への工業用水の供給
- ・所在地 三原市本郷町本郷208-1
- ・組織体制 3課(総務課, 維持建設課, 浄水課)
- ・職員数 22人(平成18年4月1日現在)
- ・主要事業実績(平成17年度)

ア 沼田川水道用水供給事業

水 源 棕梨ダム

1日平均給水量 61,110m³/日

イ 沼田川工業用水道事業

水 源 棕梨ダム

1日平均給水量 32,405m³/日

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 異常気象時等における配備職員には、その配備が深夜（午後10時から午前5時）にわたった場合に、1人1回当たりの単価650円を上限として夜食又は弁当が支給される。

この経費は、前渡資金として交付を受けた資金から支払っているが、その精算に当たり、支給対象とならない物品を含めて精算していたものがあった。

また、常時の資金前渡の精算は、広島県公営企業財務規程により毎月分を翌月の5日まで（1月にあっては10日まで）に行うこととされているが、期限内に精算されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

イ 委託契約において、契約担当職員が別途定めることとされている予定価格を執行伺いの中で定めていた。

また、予定価格の基となる設計金額の積算根拠が明確でないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・塵芥（可燃物）処理業務委託

ウ 予定価格100万円以下の随意契約による委託契約において、見積りを1者から徴取しているが、業務内容からみても業務遂行が可能な業者が複数あることから、広島県契約規則に基づき見積りを2者以上から徴取すべきものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・路線管理パトロール業務委託（工水竹原ライン竹原）

- ・路線管理パトロール業務委託（河内本郷ライン河内）

- ・須波地区管路診断業務委託

【意見】

ア 沼田川水道用水供給事業における平成26年度までの給水計画によると、給水量はほぼ横ばいで、給水収益の増加は見込めない状況にあり、さらに、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加が見込まれることから、今後も厳しい経営状況が予想される。

このため、より一層のコスト縮減を図るため、管理運営業務の外部委託を推進するとともに、「公営企業部建設工事コスト縮減推進要綱」（平成17年9月改定）に基づいた、公共工事のコスト縮減に向けた取組を推進する必要がある。

また、公共工事のコスト縮減に当たっては、コスト縮減検討会での検討・点検状況の周知徹底による情報の共有化や研修会の開催などの継続的な取組により、管理職員を始めたとする職員一人ひとりのコスト縮減への意識改革及び向上を図ることが重要であることから、所をあげた取組を一層推進していただきたい。

イ 建設工事の指名競争入札に係る指名業者の選定については、公営企業部建設工事執行要綱第3条第1項により建設工事指名業者等選定要綱（以下「選定要綱」という。）に基づき行っており、このうち地理的条件については、選定要綱第5条第5項、更に選定要綱第5条第5項の選定基準に係る留意事項により、「本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、

工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。また、県内業者については、積極的に指名すること。」とされている。

この地理的条件の運用に当たっては指名される業者の組合せが長年固定化される傾向となっている。

指名競争入札の実施に当たっては、競争性の発揮が重要であることから、近年の合併後の市町の状況に応じて、指名審査における地理的条件の運用を見直す必要がある。

(3) 付 記

ア 平成18年8月25日に広島水道事務所管内で発生した送水隧道事故は、住民の生活や企業の生産活動に多大な影響を与えたことを教訓として、水道施設等の事故を防止し、安定した水の供給を図るため、所内の危機管理体制の充実を図るとともに、ダム管理者や供給先である市などの関係機関との連携体制を強化し、「広島県営水道事業中期経営計画」の計画目標に掲げる「危機に強い水道の構築」に向けて、事務所職員一丸となって積極的に取り組んでいただきたい。

イ 工業用水道事業の給水料金については、平成18年度からは、それまでの責任水量制に加えて、二部料金制及び小口給水制を導入して企業の幅広いニーズに応えられるように改正したところである。これらの新しい料金制度について、既存管路の近傍地域に立地している企業等に対して積極的にPRし、新規需要の開拓に一層取り組んでいただきたい。

8 福山北養護学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 福山市駅家町法成寺2135
- ・教職員数 104人(13人)

[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

部・学年等	小 学 部							中 学 部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	
男子 (人)	13	10	2	6	6	12	49	12	8	8	28	
女子 (人)	4	2	2	4	5	2	19	1	3	1	5	
合計 (人)	17	12	4	10	11	14	68	13	11	9	33	
進学 就職	進 学	-							8人 (100.0%)			
	就 職	-							0人 (0.0%)			
	その他	-							0人 (0.0%)			
部・学年等	高 等 部											
	1	2	3	計								
男子 (人)	18	14	17	49								
女子 (人)	7	7	7	21								
合計 (人)	25	21	24	70								
進学 就職	進 学	1人 (4.8%)										
	就 職	2人 (9.5%)										
	その他	18人 (85.7%)										

(注) ・「部・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」の状況は、平成17年度(平成18年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

次の工事請負契約の施工に当たり、監督員の職・氏名を請負人に通知していなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・校内便所改修工事
- ・職員室等空調機器整備工事

【意見】

学校給食施設の整備については文部科学省が平成9年4月1日に「学校給食衛生管理の基準」を定めているが、次のとおり適合していないものがあつた。早急に改善に努める必要がある。

- ・調理場内の汚染作業区域と非汚染作業区域とが適正に部屋単位で区分されていない。
- ・検収室が設けられていない。
- ・廃棄物の保管場所が調理室外の場所となっていない。
- ・便所の位置が食品を取り扱う場所から3m未満となっている。

また、児童生徒数の急増によって、各施設が狭あいになってきている。教育委員会と連携し、将来の児童生徒数の動向を踏まえた施設整備など、今後の対応策を検討していただきたい。

9 三原養護学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 本校：三原市小泉町199 - 2
瀬戸田分級：尾道市瀬戸田町荻2576 - 1
大崎分教室：豊田郡大崎上島町中野2078
- ・教職員数 88人(10人)

[平成18年5月1日現在で本務者数、()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計である。]

・生徒の状況

本 校	部・学年等	小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
校	男子 (人)	1	0	1	0	1	3	6	2	5	3	10	11	12	11	34
	女子 (人)	1	0	1	2	0	0	4	2	1	2	5	10	6	4	20
	合計 (人)	2	0	2	2	1	3	10	4	6	5	15	21	18	15	54
瀬 戸 田 分 級	部・学年等	小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
級	男子 (人)	1	1	0	0	0	0	2	1	0	0	1	2	0	0	2
	女子 (人)	1	0	1	0	0	0	2	1	2	1	4	2	2	0	4
	合計 (人)	2	1	1	0	0	0	4	2	2	1	5	4	2	0	6
大 崎 分 教 室	部・学年等	小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
室	男子 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	女子 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2
	合計 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2	0	2
合 計	部・学年等	小学部						中学部				高等部				
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
計	男子 (人)	2	1	1	0	1	3	8	3	5	4	12	13	12	11	36
	女子 (人)	2	0	2	2	0	0	6	3	4	3	10	12	10	4	26
	合計 (人)	4	1	3	2	1	3	14	6	9	7	22	25	22	15	62
進 学 就 職	進学	-						6人 (85.7%)				0人 (0.0%)				
	就職	-						0人 (0.0%)				0人 (0.0%)				
	その他	-						1人 (14.3%)				24人 (100.0%)				

(注) ・「部・学年」の生徒数等は、平成18年5月1日現在である。
 ・「進学就職」の状況は、平成17年度 (平成18年3月末現在) である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 呉警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 呉市中央二丁目2-4
- ・所管区域 呉市 (音戸警察署、広警察署及び木江警察署の管轄区域を除く。)
- ・管内面積 68.04km²
- ・管内人口 125,664人 (平成18年11月30日現在)
- ・組織体制 8課 (警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事第一・二課、交通課、警備課)
- ・職員数 175人 (平成18年11月30日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

11 因島警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防, 鎮圧及び捜査, 被疑者の逮捕, 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 尾道市因島土生町1900 - 3
- ・所管区域 尾道市因島, 瀬戸田町
- ・管内面積 72.52km²
- ・管内人口 36,328人 (平成18年12月31日現在)
- ・組織体制 6課 (警務課, 会計課, 生活安全刑事課, 地域課, 交通課, 警備課)
- ・職員数 46人 (平成18年12月31日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

12 福山西警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防, 鎮圧及び捜査, 被疑者の逮捕, 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 福山市神村町3106 - 1
- ・所管区域 福山市のうち芦田川以西, 尾道市浦崎町
- ・管内面積 184.11km²
- ・管内人口 114,046人 (平成18年12月31日現在)
- ・組織体制 7課 (警務課, 会計課, 生活安全課, 地域課, 刑事課, 交通課, 警備課)
- ・職員数 127人 (平成18年12月31日現在)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 広島県土地開発公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 公共用地, 公用地等の取得, 管理, 処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
- ・住所 広島市南区的場町一丁目3 - 6
- ・理事長 高野 匡裕
- ・設立 昭和48年3月31日
- ・役職員 (平成18年11月30日現在)
 - 役員10人 (うち常勤1人)
 - 職員33人 (非常勤職員を含む。)
- ・主な事業 公有地取得事業, あっせん等事業, 土地造成事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分		平成17年度
総収益	A	9,311,148
総費用	B	9,402,193
当期利益	C (A - B)	91,045
資産合計	D (E + F)	30,488,551
負債合計	E	11,954,642
正味財産	F	18,533,909
(うち資本金)		30,000
(うち当期利益)		91,045

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 30,000,000円的全額を出捐(平成19年1月11日現在)

(所管室 土木部総務管理局土木総務室)

(イ) 開発適地先行取得資金貸付金

(所管室 空港港湾部空港港湾事業局空港振興室)

・貸付金残高 1,723,810,258円(平成18年3月31日現在)

・貸付の対象 開発適地先行取得に係る事業資金(広島空港周辺整備に係る用地補償費)

(ウ) 債務保証

(所管室 土木部土木整備局道路河川総務室, 都市部都市事業局都市総務室)

・債務保証残高 8,479,616,009円(平成18年3月31日現在)

・保証の対象 公有地先行取得の用地補償費等に係る金融機関からの借入金

(2) 監査の結果

【指摘事項】

土地開発公社経理基準要綱の改正に伴い貸借対照表の基本財産の額を3,000万円としたにもかかわらず、定款の変更を行わず、定款では基本財産の額が2,500万円となっている。定款の変更をするなど適切な事務処理に努められたい。

【意見】

ア 広島県土地開発公社の監事として、2人のうち1人は当該公社の主要な取引金融機関の社員が就任している。

公益法人等の監事は、会計や業務の執行状況を監査することにより、法人の業務の適正化を図るための機関であることから、監事については、中立性を確保できると認められる者が選任されるよう検討する必要がある。

イ 食糧費の支出において、その都度伺い定めをしている。基準は、支出の根拠となり、内部統制、冗費の防止の面からも必要と考えられることから、基準を整備し、基準に則った適正で合理的な支出が行われるようにする必要がある。

14 財団法人 広島県建設技術センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 建設事業における技術水準の向上を図るとともに、広島県内の地方公共団体が施行する建設事業の円滑で効率的な執行を支援し、もって良質な社会資本の構築に寄与する。
- ・ 住所 広島市中区中町 8 - 18
- ・ 理事長 高野 匡裕
- ・ 設立日 平成 3 年 3 月 25 日
- ・ 役職員 (平成18年 9 月 30 日現在)
 - 役員10人 (うち常勤 3 人)
 - 職員33人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 (平成17年度実績)
 - 一般事業として、研修研究推進事業、資格取得助成など
 - 受託事業として、県や市町村の設計積算業務、施工管理など

イ 平成17年度の経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度
総収入 A	830,265
当期支出合計 B	442,250
次期繰越収支差額 C (A - B)	388,015
資産合計 D (E + F)	782,089
負債合計 E	112,315
正味財産 F	669,774
(うち基本金)	50,000
(うち当期正味財産増減額)	8,833

(注) 総収入は、前期繰越収支差額と当期収入の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

基本金50,000,000円のうち、26,000,000円(52.0%)を出捐(平成18年11月29日現在)

(所管室 土木部総務管理局技術企画室)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

指摘すべき事項は次のとおりであった。適正な事務処理に努められたい。

- ア 平成17年度の退職給付引当金の計算において、「財団法人広島県建設技術センターの役職員の退職手当に関する規程」第4条の規定によって給料月額に期間に応じた支給割合を乗じるところ、給料月額に扶養手当相当額及び調整手当相当額を加算したものに支給割合を乗じていた。
- イ 車両の減価償却について、「財団法人広島県建設技術センター財務規程」第43条の規定によると普通自動車の耐用年数は6年(償却率0.166)であるべきところ、4年(償却率0.250)となっていた。
また、減価償却の始期は、財務規程では資産取得の翌月とされているところ、取得月から行っていた。
- ウ 予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約をしているが、業務内容からみて競争入札に適さないとは認められず、競争入札にすべきものがあった。

・労働者派遣契約

工 委託契約において、契約担当職員が予定価格を定めていないものがあった。

- ・事務委託契約
- ・税理士業務委任契約

【意見】

広島県建設技術センターが保有する運用が可能な資金は、平成17年度末において、財政調整積立金や退職給付引当金など約2億3千万円あるが、これらをすべて普通預金で運用している。中長期的な資金計画に基づき、効率的な資金運用を行う必要がある。

15 財団法人 広島県教育事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 教育、文化及びスポーツ振興に関する事業を行い、広島県から教育、文化及びスポーツの諸施設の管理運営の委託を受け、県の事務管理の合理化に寄与し、県民福祉の向上を図ることを目的とする。
- ・住所 広島市中区基町4-1
- ・理事長 吉田 貞之
- ・設立 昭和47年4月1日
- ・役職員 (平成18年11月30日現在)
 - 役員18人 (うち常勤2人)
 - 職員101人 (非常勤職員、併任職員等を含む。)
- ・主な事業 教育、文化及びスポーツの振興に寄与する各種の事業
 - 総合体育館の管理運営 (指定管理者)
 - 社会教育施設 (生涯学習センター、少年自然の家) の業務の補助執行
 - 文化施設 (歴史民俗資料館、みよし風土記の丘、縮景園、美術館、歴史博物館) の業務の補助執行
 - スポーツ会館の管理運営
 - 埋蔵文化財の調査研究及び保存活用等業務

イ 経営の状況 (単位：千円)

区 分	平成17年度
総収入 A	1,622,050
当期支出合計 B	1,565,408
次期繰越収支差額 C (A - B)	56,642
資産合計 D (E + F)	794,936
負債合計 E	376,849
正味財産 F	418,087
(うち基本金)	23,410
(うち当期正味財産増減額)	14,302

(注) 総収入は、前期繰越収支差額と当期収入の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金23,410,000円のうち20,000,000円(85.4%)を出捐(平成19年1月26日現在)

(所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

(イ) 公の施設の管理委託

施設名 広島県立総合体育館

・平成17年度の年間委託料 412,337,933円(所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

・利用状況(平成17年度)

区 分	使用料徴収額	個人利用	その他の利用	合 計
県立総合体育館	388,971,680円	61,084人	1,380,646人	1,441,730人

平成18年4月1日から指定管理者(平成21年3月31日まで)

(ウ) 補助金

a 平成17年度 広島県教育事業団補助金(所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

・補 助 額 60,203,000円

・交付の目的 教育・スポーツ・文化等の振興を図る。

・補助対象経費 事務局運営に係る人件費、事務費

b 平成17年度広島県スポーツ会館運営補助金

(所管課 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課)

・補 助 額 2,500,000円

・交付の目的 体育・スポーツ・レクリエーション活動の推進を図る。

・補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費、施設管理費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア スポーツ会館では、宿泊者等の利便のため、販売管理会社に洗面・洗髪用具類自動販売機を設置させており、売上額に応じて販売管理手数料を現金で受け取っている。

また、埋蔵文化財調査室においても、頒布用調査報告書等を購入希望者に販売しており、現金での販売収入がある。

いずれの機関においても、これらの現金について、現金出納帳による出納管理が行われていない。現金出納帳による適正な出納管理に努められたい。

イ 県立総合体育館の駐車場回数券について、「駐車場回数券出納簿」が監査日現在(平成19年1月25日)、平成19年1月3日までしか記録整理されていなかった。日々、受入、購入、払出、残数の整理に努められたい。

また、出納簿上の残数と現物の在庫数量が一致していなかった。これは、磁気不良分を記載していなかったり、再利用のため回収分を別途保管していたため、不一致となったものである。「駐車場回数券出納簿」が「現物の在庫数量」と一致し、在庫数量が確認できるように努められたい。

【意見】

ア 収納金の取扱いについては、「財団法人広島県教育事業団財務規程(以下「財務規程」という。)」において領収書の発行等について定められているが、頒布用報告書等の販売を行っている埋蔵文化財調査室が収納した場合の取扱いについて明確にされていない。このため、領収書については購入者から求められた場合に発行しているが、法人名での発行となっていない。

収納金に関する適正な事務を確保するため、埋蔵文化財調査室が収納した現金の取扱い、領収書の発行等について明確にする必要がある。

なお、スポーツ会館での現金の取扱いについても財務規程上明確になっていないため、併せて明確にする必要がある。

イ 県立総合体育館に配置するため、平成17年度において多数の備品を購入している。この備品について、固定資産台帳による管理は行っているが、教育事業団の什器備品であることの表示はなされていない。

県立総合体育館には、県からの借受備品や教育事業団が購入した備品があることから、教育事業団が購入した備品についても、例えば備品ラベルなどの標識を付すなどし、適正な管理を行う必要がある。

16 財団法人 広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- ・ 住所 広島市中区大手町二丁目11 - 15
- ・ 理事長 竹本 一壽
- ・ 設立 昭和57年4月1日
- ・ 役職員(平成18年11月30日現在)
 役員14人(うち常勤2人)
 職員18人(うち1人は役員兼務)
- ・ 主な事業 五日市地区廃棄物等処理, 建設発生土処理, 箕島地区廃棄物等処理, 廃棄物処理調査普及啓発

イ 経営の状況

(単位:千円)

区 分	平成17年度
総収入 A	2,869,435
当期支出合計 B	2,465,975
次期繰越収支差額 C (A - B)	403,459
資産合計 D (E + F)	5,180,542
負債合計 E	575,417
正味財産 F	4,605,125
(うち基本金)	300,000
(うち当期正味財産増減額)	244,697

(注) 総収入は、前期繰越収支差額と当期収入の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

基本金 300,000,000円のうち250,000,000円(83.3%)を出捐(平成18年12月14日現在)

(所管室 環境部環境対策局環境政策室)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

箕島地区廃棄物処分場嵩上げ工事において、部分払を行う際、「建設工事請負契約約款」に定められた支払期限である「請求を受けた日から14日以内」を過ぎて支払いを行っていた。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

ア 財団法人広島県環境保全公社は、平成17年度末において、基本財産のほか運営準備預金として約32億円の資産を運用している。その運用方法は、「財団法人広島県環境保全公社資金管理運用方針」に従い、公社内に設置された「運営準備預金等の資金運用委員会」において決定されているが、この方法で決定することについて、理事会に諮られていない。資産運用は公社運営に関する重要事項であり、その運用方針等は理事会の議決を得る必要がある。

イ 「五日市地区廃棄物等埋立処分場出口警備委託」については、五日市処分場から公道への出口を利用して業者で構成された「五日市地区港湾環境整備事業安全対策協議会」（以下「協議会」という。）が警備委託をしている業者と同一の業者に委託して共同で警備を行っている。

委託経費は、警備を利用する者による分割額を支払うこととされているが、経費負担の根拠等について明確に定められたものがないため、協議会を構成する者と共同で委託を行うなど委託方法の見直しを検討する必要がある。

なお、次の事項について改善する必要がある。

- ・警備を要する日や警備時間を明確にすること。
- ・現契約の警備計画書に定める警備実施報告の履行を委託先に求めること。
- ・五日市管理事務所において委託業務の履行確認を行うこと。

17 財団法人 広島県健康福祉センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 総合的な健康づくりの推進とともに、明るい長寿社会づくりを促進するために必要な諸事業を行い、県民の健康と福祉の向上に寄与すること。
- ・ 住所 広島市南区皆実町一丁目6-29
- ・ 会長 藤田 雄山
- ・ 設立 平成2年3月23日
- ・ 役職員（平成18年12月31日現在）
 - 役員37人（うち常勤1人）
 - 職員85人（非常勤職員、嘱託職員を含む。）
- ・ 主な事業 健康の保持増進及び疾病の予防に関する知識の普及啓発及び調査研究
健康増進及び疾病予防に関する技術者の研修及び養成
結核、がん、循環器疾患その他の疾病予防の検診
明るい長寿社会づくりに関する普及啓発及び調査研究
高齢者の社会参加を促進するための組織及び指導者の養成
高齢者介護及び福祉機器等の普及啓発及び研修
健康福祉等の諸問題に対する総合的な相談指導
保健、医療及び福祉に関する情報サービス
広島県健康福祉センターの管理運営の受託 など

イ 経営の状況 (単位:千円)

区 分	平成17年度
総収入 A	1,367,493
当期支出合計 B	1,293,202
次期繰越収支差額 C (A - B)	74,291
資産合計 D (E + F)	1,104,485
負債合計 E	309,779
正味財産 F	794,706
(うち基本金)	60,000
(うち当期正味財産増減額)	32,611

(注) 総収入は、前期繰越収支差額と当期収入の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本金60,000,000円のうち40,000,000円(66.7%)を出捐(平成19年2月2日現在)

(所管室 福祉保健部社会福祉局高齢者支援室)

- (イ) 公の施設の指定管理者

施設名 広島県健康福祉センター

- 平成17年度の年間管理費用 121,653,249円
(所管室 福祉保健部社会福祉局高齢者支援室)
- 利用状況(平成17年度)

区 分	使用料徴収額	有料入場者	無料入場者	合 計
広島県健康福祉センター	11,230,195円	57,471人	16,937人	74,408人

平成17年4月1日から指定管理者(平成20年3月31日まで)

- (2) 監査の結果

【指摘事項】

指摘すべき事項は次のとおりであった。適正な事務処理に努められたい。

ア 次の備品が固定資産台帳に整理されていなかった。

- 学童尿検診システム

イ 広島県健康福祉センター設置及び管理条例では、利用料金は施設の利用の許可を受ける際に納付しなければならないこととされているが、利用料金の納付を実際の利用後に受け、かつ、指定管理者として施設の利用許可を行う際、利用許可書の発行日を利用料金の受領日としているため、施設利用日より利用許可日が後となっているものがあつた。

【意見】

委託契約において、指名業者を増やし競争性を高める等の努力が行われているものの、設計金額の積算根拠において、前年度契約実績をそのまま流用するのみで、明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性が発揮されるよう積算を行う必要がある。

- 設備機器運転管理業務契約
- 清掃業務契約

18 財団法人 ひろしまこども夢財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 次代の担い手となる子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりと、出産・育児等に当たる子育て家庭への支援事業を行い、もって県民福祉の向上と、活力と魅力ある社会の維持・発展に寄与すること。
- ・ 住所 広島市中区基町10-52
- ・ 理事長 迫井 正深
- ・ 設立 平成8年2月23日
- ・ 役職員(平成18年12月31日現在)
 - 役員13人
 - 職員4人(県職員の兼務職員を含む。)
- ・ 主な事業
 - 子育て支援人材育成事業
 - 子育て支援思想普及啓発・情報提供事業
 - 子育て支援ネットワーク化事業
 - 子育て支援意識啓発普及事業
 - 民間社会教育・児童健全育成活動支援事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度
総収入 A	56,368
当期支出合計 B	44,634
次期繰越収支差額 C (A - B)	11,734
資産合計 D (E + F)	73,496
負債合計 E	11,044
正味財産 F	62,452
(うち基本金)	50,000
(うち当期正味財産増減額)	1,724

(注) 総収入は、前期繰越収支差額と当期収入の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本金50,000,000円の全額を出捐(平成19年2月9日現在)
 - (所管室 福祉保健部総務管理局こども夢プラン推進室)
- (イ) 平成17年度児童環境づくり推進機構事業補助金を交付
 - (所管室 福祉保健部総務管理局こども夢プラン推進室)
 - ・ 補 助 額 16,774,641円
 - ・ 交付の目的 財団法人ひろしまこども夢財団の運営を補助
 - ・ 補助対象経費 財団法人ひろしまこども夢財団の運営に要する経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付 記

県では、「未来に輝くこども夢プラン」を策定するなど、次世代育成支援に向けた施策を重点的に実施している。

こうした中で、「ひろしまこども夢財団」の果たすべき役割は今後ますます大きくなっていくものと考えられる。そのため、財団においては、事業の一層の効率化を図ることにより、少子化対策に向けた各種事業の展開をより積極的に進めていただきたい。

19 広島空港ビルディング株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島空港ターミナルビル及び広島西飛行場ターミナルビルの管理運営
- ・ 住所 三原市本郷町大字善入寺64-31
- ・ 代表取締役社長 玉川 博幸
- ・ 設立 昭和36年4月17日
- ・ 役職員 (平成18年10月31日現在)
 - 役員25人 (うち常勤6人)
 - 職員30人 (非常勤職員を含む。)
- ・ 主な事業 広島空港及び西広島ターミナルビルの
 - 貸室事業, 委託販売事業, 直営販売事業, 広告事業, その他附帯事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度
総収入	2,212,663
経常損益	509,701
当期純損益	390,386
資産合計 A (B + C)	10,888,435
負債合計 B	4,912,194
(うち長期借入金)	2,976,710
資本合計 C	5,976,241
(うち利益剰余金)	848,841

(注) 総収入は、売上高、営業外収益、特別利益の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 出資金 1,372,400,000円

発行済株数7,002,000株のうち2,744,800株 (39.2%) を保有 (平成18年3月31日現在)

(所管室 空港港湾部空港港湾事業局空港振興室)

(イ) 貸付金 283,880,000円 (平成18年3月31日現在)

地域総合整備資金

(所管室 地域振興部地域振興対策局地域づくり推進室)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

特に指摘すべき事項はなかった。

【意見】

釣銭用や当座に必要な支払資金として現金を保管しているが、経理規程等において保管できる金額の範囲や支払方法が定められておらず、過去の実績を踏まえた所要額を保管し、支払等を行っていた。

より適正な現金の管理を行うため、支払は口座振替払を原則とし現金での支払は例外とするとともに、釣銭用や当座に必要な支払資金として保管できる現金の範囲を定めるなど、経理規程等に現金の取扱いに関する規定等を定める必要がある。

(3) 付記

平成17年度において投資有価証券について減損処理を実施し、それに係る繰延税金資産を計上しているが、当該税金資産の回収可能性については、スケジューリングを実施するなど十分留意していただきたい。

用語の説明

<有価証券の減損処理>

有価証券の減損処理とは、保有している有価証券の時価または実質価額が著しく下落し、かつ回復の可能性があるとは認められない場合に、その帳簿上の「取得原価」を決算時点の時価または実質価額に強制的に引き下げ、切り下げた分の額を損益計算書で損失として処理すること。

<繰延税金資産>

将来の税金費用を当期で負担することとし、前払いで支払った額を資産として計上したもの。

現実に損失が出た場合には税金は還付されるが、それまでは、税務上は損失にはならず、課税所得がそれだけ多くなる。しかし、税効果会計を用いると、会計上は、この部分に対して、あらかじめ税金を払わなかったことにしておくことができる。これが繰延税金資産である。

繰延税金資産は、有税処理をした課税所得にかかわる税額を、繰延税金資産として資産計上することで、会計上、法人税等を減額させる効果がある(これを税効果会計と呼ぶ)。しかし有税処理をした部分について、翌会計期以降、これが解消されるだけの課税所得が見込まれるか検討することが必要であるとされている。

20 株式会社 広島ソフトウェアセンター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県産業の情報化を支える情報産業等の技術者の育成強化の推進
- ・ 住所 広島市草津新町一丁目21 - 35
- ・ 代表取締役社長 吉川 慶一郎
- ・ 設立 平成3年4月25日
- ・ 役職員(平成18年11月30日現在)
 - 役員20人(うち常勤3人)
 - 職員10人(嘱託職員及び臨時職員を含む。)
- ・ 主な事業 研修事業(コンピュータソフトウェア及びシステムに関する研修業務並びに開発業務)
実践事業(不動産、駐車場の賃貸及び管理業務)

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度
総収入	160,972
経常損益	14,009
当期純損益	15,015
資産合計 A (B + C)	1,857,104
負債合計 B	175,914
(うち長期借入金)	65,100
資本合計 C	1,681,190
(うち利益剰余金)	53,205

(注) 総収入は、売上高、営業外収益、特別利益の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金1,630,000,000円のうち500,000,000円(30.7%)を出資(平成18年3月31日現在)

(所管室 商工労働部産業振興局産業技術振興室)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

県から受託している広島県観光情報システム運用管理業務に係る委託契約書において、業務を再委託する場合は県の書面による承諾が必要とされているが、書面による承諾を得ないまま再委託している業務があった。適正な事務処理に努められたい。

21 社会福祉法人 慈照会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 養護老人ホームの設置運営、老人デイサービスセンターの設置運営など
- ・ 住所 三次市山家町597
- ・ 理事長 和泉 唯信
- ・ 設立年月日 昭和48年10月1日

イ 県の財政的援助等の状況

平成16、17年度社会福祉施設等整備費補助金を交付

(所管室 福祉保健部社会福祉局高齢者支援室)

- ・ 補助額 160,538,000円(総事業費399,000,000円,補助対象経費365,046,775円)
- ・ 交付の目的 社会福祉法人等の施設整備の負担を軽減
- ・ 補助対象経費 次の老人福祉施設の施設整備に要する経費

名称	養護老人ホーム 慈照園
所在地	三次市山家町597
規模等	建物構造 鉄筋コンクリート造 3階建 建築面積 延5,006.93㎡
定員	60人

ただし、改築のため、38人定員分が補助対象である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 社会福祉法人 尾道さつき会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 知的障害者授産等施設の設置運営, 特別養護老人ホームの設置運営, 老人デイサービスセンターの設置運営など
- ・住所 尾道市久保町1786
- ・理事長 山根 良彦
- ・設立年月日 昭和57年7月9日

イ 県の財政的援助等の状況

平成17年度軽費老人ホーム(ケアハウス)事務費補助金を交付

(所管室 福祉保健部社会福祉局高齢者支援室)

- ・補助額 12,897,000円(総事業費29,389,614円, 補助対象経費 12,897,180円)
- ・交付の目的 軽費老人ホームの利用者の負担を軽減
- ・補助対象経費 次の軽費老人ホームの運営に要する経費

名称	軽費老人ホーム(ケアハウス) ケアハウス星の里
所在地	尾道市久保町1786番地
設置日	平成8年7月1日
定員	15人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 付記

平成17年度の法人の決算書(ケアハウス星の里の収支計算書及び事業活動計算書)において一部仕訳が誤っているものがあつた。決算書は法人の経営状況を公に明らかにし, また, 県補助金の実績報告書の根拠となるものであることから, 決算書の作成については, 確実に事務処理されるよう努めていただきたい。

23 学校法人 星月学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 幼稚園の運営
- ・住所 広島市佐伯区五日市二丁目1-1
- ・理事長 星月 空
- ・設立 平成14年10月21日

・学校の状況

(平成18年5月1日現在)

区 分	園児数	教員数	職員数
光 禅 寺 幼 稚 園	204人	14人	5人
楽々園ルンビニ幼稚園	122人	8人	3人
合 計	326人	22人	8人

(注) 教職員数は、非常勤を含んだ人数

イ 県の財政的援助等の状況

平成17年度広島県私立学校振興費補助金(経常費補助金)を交付

(所管室 県民生活部総務管理局私学振興室)

- ・補 助 額 59,082,000円(総事業費170,027,544円,補助対象経費 138,126,953円)
- ・交 付 の 目 的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

県補助金の実績報告において、次の事項について誤りがあった。県補助金の確定額に影響はなかったが、適切な事務処理に努められたい。

- ・平成17年度広島県私立学校振興費補助金事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)の経常費補助金事業総括表の集計に計算誤りがあった。
- ・光禅寺幼稚園に係る福利費支出について、教職員の親睦旅行の経費については補助対象外経費であるにもかかわらず、補助対象経費としていた。

【意見】

次の支出等について、客観的に支出の内容や妥当性を確認できる書類が作成されていなかった。経費の支出に当たっては、経費の一部には公金が充てられていることに常に留意し、支出内容が確認・点検できる書類などを作成・添付する必要がある。

- ・タクシーの利用(利用に係る帳簿などが作成されていないので、用務などの確認ができない。)
- ・通勤手当の支給(通勤経路や手段、所要金額などについて確認できる資料がない。)

(3) 付 記

平成17年度の法人の決算書において一部仕訳が誤っているものがあった。決算書は法人の経営状況を公に明らかにし、また、県補助金の実績報告書の根拠となるものであることから、決算書の作成については、確実に事務処理されるよう努めていただきたい。

24 広島県商工会連合会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 商工会の組織及び事業について指導、連絡
商工業に関する情報又は資料の収集、提供
商工業に関する調査研究 など
- ・住所 広島市中区大手町三丁目3-27
- ・会長 加島 英俊

- ・ 設立年月日 昭和36年11月6日
- ・ 会員の状況 82団体(平成19年1月31日現在)

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成17年度小規模事業経営支援事業費補助金を交付

(所管室 商工労働部総務管理局経営支援室)

・ 補助額

商工会補助分 1,354,569,000円

(総事業費 1,890,979,768円, 補助対象経費 1,890,979,768円)

連合会独自分 219,022,500円

(総事業費 268,990,712円, 補助対象経費 268,990,712円)

- ・ 交付の目的 小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業等を促進し、小規模事業者等の振興と安定に寄与する。
- ・ 補助対象経費 商工会指導員等を設置して行う商工会指導事業及び経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業等に要する経費等
商工会が経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業等に要する経費として連合会が商工会に補助する経費

(イ) 平成17年度小規模事業振興費補助金を交付

(所管室 商工労働部総務管理局経営支援室)

- ・ 補 助 額 800,000円(総事業費 909,034円 補助対象経費 909,034円)

- ・ 交 付 の 目 的 県内商工会の発展を図り、もって中小企業者の経営安定及び地域経済の発展に資する。
- ・ 補 助 対 象 経 費 商工振興対策研究事業及び商工会実態調査事業に要する経費

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 呉商工会議所

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業内容 商工業の発展に寄与するため意見公表し、国等に具申又は建議すること、商工業に関して相談に応じ、及び指導を行うことなど
- ・ 住所 呉市本通二丁目6-3
- ・ 会頭 奥原 征一郎
- ・ 設立年月日 大正14年3月3日
- ・ 会員の状況

(平成18年12月31日現在)

個人	法人	団体	合計
672	1,563	54	2,289

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 平成17年度小規模事業経営支援事業費補助金を交付

(所管室 商工労働部総務管理局経営支援室)

- ・ 補 助 額 62,928,700円(総事業費 73,924,602円 補助対象経費 73,924,602円)

- ・交付の目的 地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与する。

- ・補助対象経費 経営改善普及事業等を実施するための職員の設置等に要する経費

(イ) 平成17年度地域中小企業支援センター事業費補助金を交付

(所管室 商工労働部産業振興局新産業振興室)

- ・補助額 6,210,000円(総事業費 7,763,515円 補助対象経費 7,763,515円)

- ・交付の目的 地域経済社会の新たな活力となる創業予定者や地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている中小企業者等が創意ある向上発展を促進し、地域の振興と活性化に寄与する。

- ・補助対象経費 地域中小企業支援センター事業を行うために必要な経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

「呉地域中小企業支援センター事業費補助金」の実績報告書の補助対象経費に補助金対象年度(平成17年度)外である次の経費が含まれていた。適正な事務処理に努められたい。

- ・平成18年度分に係る窓口相談等事業におけるパソコンリース料・保守料

(超過交付額：60,803円)

【意見】

次の補助対象事業で使用しているパソコン・プリンター等の保守について、契約書・仕様書等の保守内容が分かる書類が作成されていない。保守の内容や金額を明確にするためにも、契約書・仕様書等を作成する必要がある。

- ・小規模事業経営支援事業費補助金の経営安定特別相談事業
- ・呉地域中小企業支援センター事業費補助金の窓口相談等事業